

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）に係る面談
2. 日時：令和6年2月6日（火）13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、森審査班長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当2名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認を行うとともに、主に以下のコメントを伝えた。
 - 本申請により変更する設備の概要図や設置状況の写真等を追加するとともに、工事範囲、作業手順を含め措置を講ずべき事項に対する対応方針の具体を資料に示すこと。
 - 資料中、窒素ガス分離装置Cのみに対する対応方針を記載している箇所について、設置する非常用ディーゼル発電機やホースに対しても必要に応じ適合性を示すこと。
 - 現在までの窒素封入量の推移を示した上で、本申請における窒素ガス分離装置の容量設定の考え方を説明すること。
 - 封入する窒素純度が99.0%を下回っても問題ないとする根拠をより定量的に説明すること。
 - 廃棄物逼迫が解消するまで残置するとしている廃棄物の対象を明確にするとともに、撤去時期の見込みを示すこと。
 - 窒素ガス分離装置の電気容量を変更する理由を説明すること。
 - 構造強度について、本申請に伴う変更点を構造図を付して説明するとともに、計算方法を明記すること。
 - 耐震性については窒素ガス分離装置等を設置したコンテナとしての評価を行っているとのことだが、装置の固定方法、転倒モーメントの計算の考え方、転倒方向、各パラメータの値等の詳細を資料に示して説明すること。
 - 本申請により実施計画Ⅲ章の関連する条項には変更がなく、本申請に係る工事に関しても既認可の内容（運転上の制限の範囲等）に従って行うことを資料に示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

(資料)

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）

以上